

奥州市(水沢区)市営浄化槽整備事業に関する事業予定者の選定について

奥州市(以下「市」という。)は、「奥州市(水沢区)市営浄化槽整備事業」(以下「本事業」という。)について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づく、PFI事業として実施するため、平成18年6月2日、「奥州市(水沢区)市営浄化槽整備事業に関する実施方針」を公表しました。

さらに平成18年6月16日に本事業をPFI法第6条の規定により、「特定事業」として選定し、本事業を実施する民間事業者を公募しました。

平成18年12月8日民間企業及び民間企業グループ各1社から参加表明があり、平成19年2月1日民間企業及び民間企業グループ各1社から提案書が提出されました。

奥州市営浄化槽整備事業民間事業者審査選定委員会(以下「選定委員会」という。)において提案書の審査を行い、事業予定者の評価を行いました。

奥州市営浄化槽整備事業民間事業者活用検討委員会(以下「検討委員会」という。)は選定委員会の評価について、審査し意見をとりまとめ本職あてに提出しました。

市は選定委員会の審査の経緯と結果及び検討委員会の意見を踏まえ、事業予定者を次のとおりに選定しましたので、順位を付して公表します。

平成19年2月26日

奥州市長 相原正明

記

1 事業予定者

第1順位 株式会社セントラル設備機器グループ

第2順位 東海メンテナンス株式会社

2 今後の予定

市は、奥州市(水沢区)市営浄化槽整備事業事業者募集要項に基づいて選定された第1順位の事業予定者と本事業の実施に係る契約に関する協議を行い、協議が整った場合は、当該事業予定者との間で「奥州市(水沢区)市営浄化槽整備事業PFI事業契約」の締結に向けて、奥州市(水沢区)市営浄化槽整備事業基本協定(以下「基本協定」という。)を締結し、当該事業予定者をPFI事業者として選定します。

基本協定は、事業契約の締結に向け、事業予定者が特別目的会社(SPC)を設立すること、市が議会の承認を得ること等のために、事業予定者と市との双方が今後協力していくことを確認する旨の内容等が中心となります。

なお、第1順位の事業予定者と基本協定又は事業契約の協議が整わなかった場合は、第2順位の事業予定者と基本協定締結の協議を行い、協議が整った場合は、基本協定を締結し、当該事業予定者をPFI事業者として選定します。

第2順位の事業予定者との間において、基本協定又は事業契約の協議が整わなかった場合は、PFI事業の採否について検討するものとします。